

電力広域の運営推進機関
2024年度税理士顧問契約

入 札 仕 様 書

電力広域の運営推進機関

2024年4月

1. 目的

電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という。）の税務申告及び税務上の課題において、第三者の立場から確認及び必要な助言を入手し、適正に実施することを目的とする。

2. 業務委託内容

本業務における委託の対象は、以下のとおり行うこととする。

- (1) 2023年度における税務申告のサポート（税務相談対応【消費税及び地方消費税の申告書の作成（初の消費税申告になるのでその相談対応、申告代理を含む）及び、会計目的における未払消費税額の計算】）
- (2) 日常業務の遂行上発生する税務課題に関する相談（財務・会計処理を踏まえた上での税務上取扱いの課題対応など）
- (3) 新規業務等の内容を踏まえた税務課題に関する相談（特に議論中の貸付制度、予備電源制度など）

3. 業務の対象期間

・対象期間

2024年度：契約締結日（2024年5月中）～2025年3月31日

4. 納入物（予定）

編集可能なファイル形式（ワード、エクセル等）で作成し、提出すること。

- ・実施報告書
- ・その他本業務において作成した資料のうち必要と認めたもの

5. 秘密情報の保護

本委託業務に関連して開示する機関の秘密情報の適正な情報管理を維持するため、本機関の情報セキュリティ関連規程を遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。

- (1) 本委託業務の開始時に、業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制について、本機関担当者に書面で提出すること。
- (2) 本機関から秘密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3) 本機関の情報セキュリティ関連規程の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において委託

業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて本機関の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。

- (4) 本機関から提供された秘密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
- (5) 再委託は原則として禁止とするが、もしも業務遂行上、再委託が必要となる場合は、本機関の定める再委託申請書に基づき、再委託先にも上記と同様の制限を課して契約すること。

6. その他

- (1) 本業務の本機関担当者との討議は、本機関の豊洲事務所（Web 会議を含む）で実施し、その他作業に必要な作業場所や作業端末等は受託者にて確保するものとする。
- (2) 本仕様書に記載の事項は、本入札のために限り使用することとし、目的外使用や第三者への漏えいをしないこと。
- (3) この仕様書に定めのない事項について必要のある時は、委託者と受託者が都度協議し、決定するものとする。

以上